

西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程及び西宮市立学校園
徴収金及び学校園経由支給金取扱規程の一部を改正する規程制定の件

西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程及び西宮市立学校園徴収金
及び学校園経由支給金取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年3月9日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会訓令第 号

西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程及び西宮市立学校園
徴収金及び学校園経由支給金取扱規程の一部を改正する規程

(西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程の一部改正)

第1条 西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程(昭和63年西宮市
教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第10条中「庶務担当課が教育総務課」を「庶務担当課及び教育総務課が
教育企画課」に改める。

(西宮市立学校園徴収金及び学校園経由支給金取扱規程の一部改正)

第2条 西宮市立学校園徴収金及び学校園経由支給金取扱規程(平成24年西
宮市教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「規則」を「規則(平成19年西宮市教育委員会規則第4
号)」に改める。

第11条第1項中「規則」を「規則(昭和39年西宮市規則第26号)」
に改める。

付 則

この規程は、令達の日から実施する。

(参考)

○提案理由

条文を規定した趣旨や法制執務のルールに則った適切な表現に改めるため。

西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程（第13編第1章 組織）

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>(予算)</p> <p>第10条 チームの業務遂行に要する予算に関する事務は、<u>庶務担当課及び教育総務課が教育企画課と協議して行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(予算)</p> <p>第10条 チームの業務遂行に要する予算に関する事務は、<u>庶務担当課が教育総務課と協議して行う。</u></p> <p>(略)</p>

西宮市立学校園徴収金及び学校園經由支給金取扱規程（第13編第2章 学校教育）

改正案

現行

(略)

(予算の編成)

第8条 校長は教育課程の実施等を適正かつ効果的に行うため、徴収金の年間計画をたて、徴収金額及び徴収方法を決定するとともに、保護者に通告する。

2 教材を選定するにあたっては、西宮市立の学校の管理運営に関する規則（平成19年西宮市教育委員会規則第4号）第22条に基づき、その教育的価値と保護者の経済的負担とを考慮しなければならない。

3 校長は修学旅行、卒業アルバムなどの高額経費の契約の場合、予算委員会等を開催し、必要な資料収集と関係教職員の意見聴取に努め、適切な業者を選定しなければならない。

(略)

(契約及び検収)

第11条 契約に関しては西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号）第4節（随意契約）を準用し、適切に行う。

2 副教材・学習材料の購入、行事等の費用の契約に際しては、複数業者と交渉し、良質低廉な物品の契約及び購入に努める。

3 修学旅行、卒業アルバム等の高額経費の契約の場合、契約書による契約とする。

4 検収は事務室で行い、必要に応じて関係教職員の立会いを求める。

(略)

(略)

(予算の編成)

第8条 校長は教育課程の実施等を適正かつ効果的に行うため、徴収金の年間計画をたて、徴収金額及び徴収方法を決定するとともに、保護者に通告する。

2 教材を選定するにあたっては、西宮市立の学校の管理運営に関する規則第22条に基づき、その教育的価値と保護者の経済的負担とを考慮しなければならない。

3 校長は修学旅行、卒業アルバムなどの高額経費の契約の場合、予算委員会等を開催し、必要な資料収集と関係教職員の意見聴取に努め、適切な業者を選定しなければならない。

(略)

(契約及び検収)

第11条 契約に関しては西宮市契約規則第4節（随意契約）を準用し、適切に行う。

2 副教材・学習材料の購入、行事等の費用の契約に際しては、複数業者と交渉し、良質低廉な物品の契約及び購入に努める。

3 修学旅行、卒業アルバム等の高額経費の契約の場合、契約書による契約とする。

4 検収は事務室で行い、必要に応じて関係教職員の立会いを求める。

(略)